

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員証規程

令和8年3月30日

泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第1号

(職員証)

第1条 組合の職員証は、別記様式のとおりとする。

2 職員証は、組合職員たることを明らかにするため、職員がこれを携帯するものとする。

(職員証の携帯及び提示)

第2条 職員証は、常時携帯しなければならない。

2 職員証は、その携行先において必要と認める場合又は関係人の請求があった場合は、いつでもこれを提示しなければならない。

(職員証の有効期間等)

第3条 職員証の有効期間は、発行日から起算して5年とする。

2 職員証を亡失し、又は著しく損傷した場合は、直ちにその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。

3 職員証の記載事項に変動が生じた場合は、直ちにその旨を届け出て、書換えを受けなければならない。

(職員証の交付及び返還)

第4条 職員証は、事務局次長から交付し、退職等の際は、直ちに事務局次長に返還しなければならない。

(適用除外)

第5条 常時勤務に服しない者その他管理者が定める者については、この規程を適用しない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員証に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式(第1条関係)

職 員 証		No. _____
写真	氏名	
	生年月日	
	上記の者は本組合職員であることを証明する	
	発行日	
泉佐野市田尻町清掃施設組合		印